

■ 医療情報取得加算について

当院では情報通信機器を用いた診療を行うため、以下の体制を整備しております。

- 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

■ 後発医薬品の使用促進について

当院では厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品質の確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者様へ投与する医薬品が変更となる可能性があります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

■ 一般名処方に関するお知らせ

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。また、患者様が一般名処方の処方箋から長期収載品へ変更を希望した場合は「選定療養」の対象となり患者様の特別負担が発生します。

【対象となる医薬品】

後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品（准先発品を含む）

後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品（准先発品を含む）

【自己負担額】

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

※医療上の必要性により医師が一般名処方（後発医薬品への変更可）をした場合や、

後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外です。

詳細については厚生労働省のホームページでご確認ください。